

堺市・地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所による
産業振興にかかる包括連携協定書

(目的)

第1条 この協定は、堺市と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「双方」という。）が、包括的な連携のもと中小企業支援を実施し、産業の振興及び地域社会の更なる発展に貢献することを目的とする。

(連携事項)

第2条 双方は、前条に定める目的達成のため、次の事項について連携協力する。

- (1) 堺市及びその関係機関の実施する企業支援事業に関すること
- (2) 産業振興に係る人材育成に関すること
- (3) 産学官連携の推進及び産業振興に関する研究・技術情報等の情報交流
- (4) その他双方が必要と認める産業振興に関すること

(連絡調整)

第3条 前条各号に掲げる連携事項に関する取り組みについては、双方が各々担当部署を定め、連絡調整を密に行い実施する。

(事業の実施)

第4条 第2条に基づく具体的な事業については、双方協議の上、策定及び実施する。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。
ただし、双方いずれかから協定終了に関する申し入れがあった場合は、その時点をもって終了する。

(雑則)

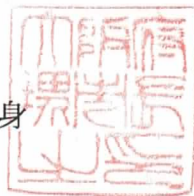
第6条 本協定に定めのない事項、若しくは本協定の実施に関し重要な事項は、別途協議する。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年3月21日

堺市

市長 竹山修身



地方独立行政法人

大阪府立産業技術総合研究所

理事長 古寺雅晴

